

## ○令和5年12月定例議会提出予定案件の概要説明

### 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） （南知多町大字内海地内で発生した交通事故） （専決 令和5年9月22日）

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

#### 1 相手方

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

#### 2 事故の概要

令和5年8月17日午後3時35分頃、職員が南知多町大字内海地内の道路において、公用車を右折させる際に周囲の状況確認を怠り、公用車の左前方部を相手方が所有する家屋の外壁に接触させ、当該外壁を損傷させたものである。

#### 3 損害賠償の額及び和解の内容

- (1) 損害賠償の額 金12,000円
- (2) 和解の内容

相手方に対し、事故に係る家屋外壁の修理代として上記損害賠償の金額を支払うこと。

### 議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

行政手続のデジタル化及び効率化を推進する観点から、条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

#### 2 改正の主な内容

- (1) 条例の公布等を行う掲示場を集約する改正 (第2条第2項関係)
- (2) 条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにする改正 (第2条第3項関係)

#### 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和6年1月1日
- (2) 関係条例の一部改正
  - ア 南知多町財政状況の公表に関する条例の一部改正 (附則第2項関係)
  - イ 南知多町監査委員に関する条例の一部改正 (附則第3項関係)
  - ウ 南知多町都市公園条例の一部改正 (附則第4項関係)

**議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

以上3議案の提案理由の説明

1 改正の理由

人事院は、令和5年8月に民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均1.1%引き上げるなどの給与勧告を行った。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (第6条第2項関係)

(2) 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (第4条関係)

期末手当の支給割合について、令和5年12月期は0.1月分引き上げる。  
なお、令和6年6月期及び12月期の支給割合については、均等にする。

区 分	6月期	12月期	合 計
令和5年度 期末手当	1.65月 (支給済み)	<u>1.75月</u> (現行1.65月)	<u>3.40月</u> (現行3.30月)
令和6年度 期末手当	<u>1.70月</u>	<u>1.70月</u>	3.40月

(3) 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ア 給料表の改正 (別表第1及び別表第2関係)

初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を平均1.1%引き上げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正する。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正 (第20条及び第21条第2項関係)

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和5年12月期はそれぞれ0.05月分引き上げる。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和5年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げる。

なお、令和6年6月期及び12月期の支給割合については、均等にする。

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和 5 年度 期末手当	1.20 月 (支給済み)	<u>1.25 月</u> (現行 1.20 月)	<u>2.45 月</u> (現行 2.40 月)
勤勉手当	1.00 月 (支給済み)	<u>1.05 月</u> (現行 1.00 月)	<u>2.05 月</u> (現行 2.00 月)
令和 6 年度 期末手当	<u>1.225 月</u>	<u>1.225 月</u>	2.45 月
勤勉手当	<u>1.025 月</u>	<u>1.025 月</u>	2.05 月

(定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	6 月期	12 月期	合 計
令和 5 年度 期末手当	0.675 月 (支給済み)	<u>0.700 月</u> (現行 0.675 月)	<u>1.375 月</u> (現行 1.35 月)
勤勉手当	0.475 月 (支給済み)	<u>0.500 月</u> (現行 0.475 月)	<u>0.975 月</u> (現行 0.95 月)
令和 6 年度 期末手当	<u>0.6875 月</u>	<u>0.6875 月</u>	1.375 月
勤勉手当	<u>0.4875 月</u>	<u>0.4875 月</u>	0.975 月

### 3 施行期日等

#### (1) 議案第 55 号及び議案第 56 号

公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条の規定による改正後の条例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

#### (2) 議案第 57 号

公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条の規定（給料表の改正）による改正後の給与条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 条の規定（期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正）による改正後の給与条例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

## 議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の内容

- (1) 引用条文の変更に伴う改正 (第1条関係)
- (2) 感染症の発生及びまん延の初期段階から職員の派遣が可能になったことに伴う派遣職員への手当の名称の改正 (第1条関係)

### 3 施行期日

公布の日

## 議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

- (1) 既存の引用条文の条ずれに伴う改正等規定の整理 (第8条、第9条、第10条、第12条及び第15条関係)
- (2) 災害その他非常時における代執行制度に関する規定の追加 (第12条関係)

### 3 施行期日

令和5年12月13日

## 議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、子育て世帯の負担軽減の観点から、令和6年1月より出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることとなったため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

### 2 改正の主な内容

出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置の追加 (第23条第3項関係)

### 3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 適用区分

令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）**

**補正額 299,953千円 補正後 8,081,054千円**

◎債務負担行為の追加

課	事項	期間	限度額
健康子育て室	放課後児童健全育成事業自動車運転業務委託事業	令和6年度	1,144千円
学校教育課	南知多中学校通学用バス借上げ及び運行業務委託事業	令和6年度	51,025千円
	南知多中学校通学用バス運転業務委託事業	令和6年度	8,184千円
	南知多中学校通学用福祉車両運転業務委託事業	令和6年度	2,376千円
	内海小学校通学用バス運転業務委託事業	令和6年度	3,564千円
	豊浜小学校通学用バス運転業務委託事業	令和6年度	3,564千円
	みさき小学校通学用バス運転業務委託事業	令和6年度	10,692千円
	離島中学生通学輸送業務委託事業	令和6年度	4,491千円
	離島中学生通学用船舶借上業務事業	令和6年度	3,369千円
	中学生交流促進高速船無償化委託事業	令和6年度	2,281千円
学校給食センター	学校給食配送業務委託事業	令和6年度	5,280千円

1 職員人件費

○歳出

①人件費	△12,715千円
・給料（人事異動等に伴う減）	△17,206千円
・職員手当等（人事異動等に伴う増）	4,043千円
（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金給付事業分の増）	759千円
・共済費（人事異動等に伴う減）	△311千円

## 2 総務課

### ○歳出

#### ①総務費

- ・財産一般管理費 備品購入費の減  $\Delta 3,905$  千円
- ・財産一般管理費の財源更正（地方債の減、一般財源の増）

## 3 企画財政課

### ○歳入

#### ①地方交付税 普通交付税の増

173,844 千円

#### ②繰越金 繰越金の増

74,649 千円

#### ③町債

$\Delta 18,600$  千円

- ・公用車購入事業債の減  $\Delta 4,600$  千円
- ・コミュニティバス購入事業債の減  $\Delta 19,300$  千円
- ・みさき小学校消防設備整備事業債 800 千円
- ・道路橋りょう施設災害復旧債（単独） 4,100 千円
- ・農業用施設災害復旧債（単独） 400 千円

## 4 成長戦略室

### ○歳出

#### ①総務費 公共交通対策事業費の財源更正（地方債の減、一般財源の増）

## 5 建設課

### ○歳入

#### ①国庫支出金 災害復旧費国庫負担金

11,595 千円

### ○歳出

#### ①土木費

- ・港湾施設維持管理費 工事請負費の増 1,474 千円

#### ②災害復旧費

- ・農業用施設災害復旧費の財源更正（地方債の増、一般財源の減）
- ・漁港施設災害復旧費の財源更正（国庫支出金の増、一般財源の減）
- ・道路橋りょう施設災害復旧費の財源更正（地方債の増、一般財源の減）

## 6 産業振興課

### ○歳入

#### ①県支出金 被災農業者営農支援事業費

325 千円

### ○歳出

#### ①農林水産業費 農業振興対策事業費（報酬 需用費 負担金、補助及び交付金）の増

551 千円

## 7 住民福祉課

### ○歳入

#### ①国庫支出金

- ・障害者総合支援給付費の増 38,760 千円

#### ②県支出金

- ・障害者総合支援給付費の増 19,380 千円

○歳出

- ①民生費 245,789千円
- ・障害者援護事業費 扶助費の増 557千円
  - ・障害者総合支援事業費（委託料 負担金、補助及び交付金 扶助費 償還金、利子及び割引料）の増 87,564千円
  - ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費（需用費 役務費 委託料 負担金、補助及び交付金）の増 157,668千円

8 環境課

○歳出

- ①衛生費 知多南部衛生組合分担金
- ・負担金、補助及び交付金 知多南部衛生組合分担金の減  $\Delta$ 29,351千円

9 保険年金室

○歳出

- ①民生費 21,423千円
- ・子ども医療費（役務費 扶助費）の増 10,783千円
  - ・後期高齢者福祉医療費 扶助費の増 10,640千円

10 健康子育て室

○歳出

- ①民生費 7,997千円
- ・保育所一般管理費（委託料 償還金、利子及び割引料）の増 1,233千円
  - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 国県支出金等返還金 6,764千円
- ②衛生費 39,499千円
- ・予防接種事業費 国庫支出金等返還金 38,899千円
  - ・母子保健事業費（扶助費 償還金、利子及び割引料）の増 600千円

11 学校教育課

○歳出

- ①教育費 27,839千円
- ・小学校一般管理費（需用費 役務費 工事請負費 備品購入費）の増 7,161千円
  - ・教育振興一般管理費 需用費の増 13,966千円
  - ・中学校一般管理費 委託料の増 6,712千円

1 2 社会教育課

○歳出

①教育費	9 9 1 千円
・二十歳のつどい開催費 報償費の増	4 5 千円
・公民館維持管理費 需用費の増	7 4 4 千円
・文化財保護費 負担金、補助及び交付金の増	5 0 千円
・尾州廻船主内田家維持管理費 需用費の増	1 5 2 千円

1 3 議会事務局

○歳出

①議会費 議員給与費 議員期末手当の増	3 6 1 千円
---------------------	----------

**議案第62号 令和5年度介護保険特別会計補正予算（第2号）**

**（健康介護課）補正額 2, 4 6 3 千円 補正後 2, 0 7 6, 8 7 6 千円**

○歳入

①基金繰入金 介護給付費準備基金繰入金の増	2, 4 6 3 千円
-----------------------	-------------

○歳出

①地域支援事業費（給料 職員手当等 共済費）の増	2, 4 6 3 千円
--------------------------	-------------

**議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）**

**（産業振興課）補正額 1, 7 8 7 千円 補正後 1 0 4, 6 4 9 千円**

○歳入

①繰越金 繰越金の増	1, 7 8 7 千円
------------	-------------

○歳出

①一般管理費 償還金、利子及び割引料（消費税及び地方消費税）の増	4 6 7 千円
②維持管理費 工事請負費（駐車場2階南面開口閉塞工事）	1, 3 2 0 千円

**議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）**

**（水道課）補正額 △6 5 4 千円 補正後 9 5 6, 6 8 6 千円**

○収益的支出

①営業費用	2 0 千円
・配水及び給水費の減（人件費）	△5 0 5 千円
・総係費の増（人件費）	5 2 5 千円
②営業外費用 消費税及び地方消費税の増	3 千円

○資本的支出

①建設改良費 配水設備新設改良費の減（人件費）	△6 7 7 千円
-------------------------	-----------

議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)  
(水道課) 補正額 △1,262千円 補正後 199,859千円

○収益的収入

漁業集落排水事業収益

①営業外収益

2,748千円

・他会計補助金 資本的収入からの振替

10,952千円

・長期前受金戻入 振替に伴う減額

△8,204千円

○収益的支出

漁業集落排水事業費用

①営業費用

△1,262千円

・管渠費 修繕料の増

2,295千円

・総係費の減(人件費)

△3,557千円

○資本的収入

①補助金

△10,952千円

・他会計補助金 収益的収入への振替

△14,040千円

②他会計出資金

・他会計出資金

3,088千円